記載要領６

診療所２か所管理許可申請書の記載要領

事案	管理者が２か所の診療所を管理する場合		
根拠法令	医療法第１２条第２項及び同法施行規則第９条		
提出期限	事　前	様　　式	６
添付書類	１　管理者の免許証の原本及び写 ２　管理者の臨床研修修了登録証の原本及び写　又は 臨床研修修了登録証の原本及び写並びに再教育研修修了登録証の原本及び写 ３　管理者の履歴書 臨床研修修了登録証の写は、平成16年４月１日以後に医師免許を受けた者又は平成18年４月１日以後に歯科医師免許を受けた者について添付が必要。 再教育研修修了登録証の添付が必要となる場合は、当該医師が医師法第７条の２第１項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第７条の２第１項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合。		
提出部数	２　部		
手数料	な　し		

様式の記入要領	
「開設者」欄	１．法人の場合は、法人の名称及び代表者の職･氏名を記載する。 個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。法人の場合にあっては、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ２．電話番号は、個人の場合は、開設者の自宅の電話番号又は携帯番号を記載する。法人の場合は、法人の主たる事務所の電話番号を記載する。
１　管理者	１．管理者の住所は、医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 ２．臨床研修修了登録証又は免許証の写、履歴書の記載内容と一致させる。
２　２か所管理	以下のとおり、現に管理、新たに管理する診療所について記載する。
２　２か所管理 ①名称	１．定款に定めた業務（診療所の名称）のとおり記載する。 ２．開設届、開設許可又は変更届されている名称を記載する。
２　２か所管理 ②開設の場所	１．住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ２．住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 ３．ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。 「〇×ビル〇階」
２　２か所管理 ③開設者氏名	１．法人の場合は、法人の名称及び代表者の職･氏名を記載する。 ２．個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。

記載要領６

診療所２か所管理許可申請書の記載要領

様式の記入要領	
２　２か所管理 ④診療科目	１．医療法第６条の６及び同法施行令第３条の２に規定されている診療科名を記載する。 （参考）「広告可能な診療科名の改正について」 （H20.3.31　医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知） ２．麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写を添付する。
２　２か所管理 ⑤病床数	入院施設（病床）について許可（構造設備使用許可）を受けている場合、その病床数を記載する。
２　２か所管理 ⑥従業者の定員	定員とは、開設者が定めた必要人員数（従業者数）のことである。 診療所においては、従業員数の法定基準はありませんが、医療を提供するに必要な適切な人員を確保するものとする。（療養病床にかかるものを除く。）
２　２か所管理 ⑦診療日及び診療時間	１．当該診療所の外来診療日、診療時間を記載する。 ２．診療日は該当する欄に〇を記載する。 ３．診療時間は、午前･午後に分けそれぞれ記載する。
２　２か所管理 ⑧２か所管理の理由	該当する理由欄の□にレを記載する。 ※開設者が既に、病院あるいは診療所を管理しているため、あるいは２か所の診療所を開設するため、といった単に営利を目的とする理由は許可の対象とならない。
２　２か所管理 ⑨診療所相互間の所要時間等	２か所の診療所間の距離、移動に要する時間及び移動（交通）手段を記載する。
２　２か所管理 ⑩管理期間	２か所管理する具体的な期間を明記する。

添付書類の記載要領	
管理者の医師免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写	１．免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（再教育研修を受けた者。）を窓口にて原本照合を行うため、届出時には医師免許証、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証の原本もあわせて持参する。 ２．氏名･本籍地を変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合は両面コピーをした写が必要。 ３．臨床研修が必修化される以前に医籍又は歯科医籍登録した者については、臨床研修修了登録証は不要。
管理者の履歴書	申請日現在の氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就･退職の旨を明記する）、賞罰（医業、歯科医業に関するものに限る）を記載する。（押印不要）
その他	１．管理する診療所は２か所とも無床診療所であること。 ２．２か所の診療時間が重複せず、かつ２か所間の時間的な移動が可能なこと。 ３．申請は２か所目の診療所の開設者から提出すること。 ４．設置期間が過ぎた場合若しくは申請事由が消滅した場合、許可は失効する。